

令和 5 年 3 月 31 日

各保育・教育施設設置者 様
施設長・園長 様

横浜市こども青少年局 保育・教育運営課長

保育・教育施設における児童の車両送迎に係る安全管理 ガイドラインの改正について (通知)

日頃より、本市の保育・教育行政にご協力いただきありがとうございます。

保育・教育施設における児童の車両送迎に係る安全管理 ガイドラインについて、令和 4 年 10 月 7 日に策定しております。この度、令和 5 年 4 月 1 日から送迎バスの置き去り防止安全装置の設置が義務化（1 年間は経過措置）に伴いガイドラインを改正しましたので通知いたします。

主な改正内容を参考に、施設で作成している園バスのマニュアルの見直しをお願いします。

<主な改正内容>

通園用バス等への安全装置の装備について

- ・令和 5 年 4 月 1 日より、座席が 3 列以上の通園用自動車には、車内の児童の見落としを防止する装置（安全装置）を設置し、安全装置を用いて降車時の人数確認を行うことが義務付けられます。経過措置により、安全装置の設置は、令和 6 年 3 月 31 日までに行う必要があります。
- ・安全装置は、国が定める「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合し、国が作成する「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置リスト」に掲載の製品である必要があります。
- ・安全装置の設置までの間も、バス送迎における安全管理を徹底するとともに、運転席に確認を促すチェックシートを備え付け、所在確認を行ったことを記録するなど、所要の代替措置を講じる必要があります。車内の確認を怠ることがないよう、各施設の送迎マニュアルに基づいた適切な対応を行ってください。

こども青少年局保育・教育運営課

担当：野村、泊ヶ山

電話：045-671-3564